株主各位

埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号 パシフィックシステム株式会社 代表取締役社長 久保 永史

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成28年6月16日(木曜日)午後5時40分までに到着するようご返送いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 日時 平成28年6月17日(金曜日)午前10時
 場所 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号当社3階会議室
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第16期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第16期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったもの として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (www.pacific-systems.co.jp) に掲載させていただきます。
- ◎本総会につきましてはクールビズスタイルによる株主総会とさせていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(当期の経営成績)

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は企業収益の改善や底堅い個人 消費により全体として緩やかな回復基調で推移しましたが、後半になって原油 安及び円高・株安の進行等により、企業収益に陰りが見え始め、景気に弱さが みられるようになりました。一方、世界経済は、米国・欧州といった先進国で は景気回復が続きましたが、中国をはじめとするアジア新興国及び資源国等で は景気の減速がみられました。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、ソフトウェア投資の緩やかな増加傾向が続きました。

このような環境のもと、当社グループは17中期経営計画(2015年度~2017年度)の基本方針に従って、主要事業の推進に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、システム運用・管理等は増収となりましたが、機器等販売、ソフトウェア開発及びシステム販売が減収となったため、8,312百万円(前期比5.9%減)となりました。利益につきましては、ソフトウェア開発において売上原価が低下したこと等により営業利益は547百万円(同43.4%増)、経常利益は574百万円(同44.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は364百万円(同48.9%増)となりました。

セグメント別の概況は次のとおりとなります。

① 機器等販売

機器販売が減収となったこと等により、売上高は1,324百万円(前期比13.9%減)となりました。セグメント利益は売上高減少に伴う利益率の低下等により、21百万円(同64.9%減)となりました。

② ソフトウェア開発

開発案件は増加しましたが、前期に大型案件の売上計上があり、その反動が大きく、売上高は1,467百万円(前期比13.5%減)となりました。セグメント利益は不採算案件の収束等により売上原価が低下したため、296百万円(前期は67百万円の利益)となりました。

③ システム販売

画像処理システム、生コンプラント向け操作盤、SS出荷システム及びインフラサービス等が減収となったため、売上高は2,562百万円(前期比6.1%減)となりました。セグメント利益は売上高減少に伴い、271百万円(同16.4%減)となりました。

④ システム運用・管理等

データセンタ業務の増収等により、売上高は2,958百万円(前期比3.2%増)となりました。セグメント利益は売上高増加に伴い、845百万円(同11.1%増)となりました。

セグメント別売上高の概況

セグメント	売 上 高 (千円)	構成比(%)	前期比(%)
機器等販売	1, 324, 432	15. 9	△13.9
ソフトウェア開発	1, 467, 551	17. 7	△13.5
システム販売	2, 562, 118	30.8	△6. 1
システム運用・管理等	2, 958, 572	35. 6	3. 2
合 計	8, 312, 675	100.0	△5.9

⁽注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は287百万円であり、内訳の主なものは、自社ソフトウェアパッケージの取得であります。

(3) 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。

- (4)他の会社の事業の譲受けの状況 当連結会計年度における事業の譲受けはありません。
- (5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の 状況 該当事項はありません。
- (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

わが国経済は、これまで企業収益の改善や底堅い個人消費により緩やかな回復 基調にありましたが、今後はアジア新興国等の経済の減速、原油安及び円高・株 安の進行等の影響により景気の足踏み状態が懸念されます。

また、当社グループが属する情報サービス業界におきましても、官公庁や金融業等特定業種の大型需要等により情報化投資は増加傾向にありましたが、今後は国内企業の海外 I T投資へのシフト及びクラウドの進展等により、大幅な成長は期待できないと予想されます。

このような状況のもと、当社は今後、50年、100年と生き残れる企業グループとなることを目指し、社会や人が必要とするシステムやサービスを創出し、提供し続けるとともに、社会的責任を果たし、社会に貢献してまいります。

【基本方針】

- ①技術を追求する。
- ②技術を基に信頼される商品・サービスを提供し、事業を拡大して、成長する。
- ③経営基盤を強化する。
- ④環境経営を推進する。

【重点施策】

- ①資源の集中と、要員及び資源の配分見直し
- ②ビジネスモデルの転換
- ③赤字の解消
- ④新規技術及び新商品の企画・開発
- ⑤営業の強化
- ⑥顧客満足度の向上
- ⑦意識改革
- ⑧社内活性化
- ⑨社員育成
- ⑩組織力・マネジメント力の強化

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りま すようお願い申しあげます。

(8) 財産および損益の状況の推移

	区	分	平成24年度 第13期	平成25年度 第14期	平成26年度 第15期	平成27年度 第16期 (当連結会計年度)
売	上	高(千円)	8, 469, 406	8, 666, 863	8, 829, 279	8, 312, 675
経	常 利	益(千円)	473, 661	460, 478	397, 535	574, 984
親会社	株主に帰属する当期	純利益(千円)	281, 492	252, 106	245, 138	364, 915
1 株	当たり当期純	间利益(円)	190. 22	170. 36	165. 66	246. 61
総	資	産(千円)	6, 308, 326	6, 547, 869	5, 939, 821	5, 997, 522
純	資	産(千円)	3, 062, 917	3, 192, 393	3, 456, 142	3, 672, 521

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社である太平洋セメント株式会社は、当社の普通株式1,017,000株(出資比率68.7%)を保有いたしております。当社は同社から役員の派遣(取締役1名、監査役1名)の他、事業全般にわたる取引(当連結会計年度の売上高比率は22.7%)及び不動産賃借(熊谷センター)関係があります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基 準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且 つ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及び その理由

当社の事業運営に関しては、グループ会社の運営・管理に関する基本方針に基づくものの、事業上の制約はなく、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営及び事業活動を行っております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社システムベース	30, 000	千円		主に岩手県内企業、自 治体向け情報サービス 及びパッケージソフト ウェアの設計、開発

株式会社システムベースの当事業年度の売上高は2,032,210千円(前期比0.3 %増)、当期純利益は98,300千円(同12.6%増)となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、当社(パシフィックシステム株式会社)及び連結子会社である株式会社システムベースの2社で構成しております。

当社は、製造業、流通業、金融業等向けに情報サービス事業を行い、株式会社システムベースは岩手県内の企業及び自治体向けを中心に当社と連携した情報サービス事業を行っております。

また、親会社である太平洋セメント株式会社及びそのグループ会社との間では、 当社は情報サービス事業全般にわたる取引を行っております。

当社グループの事業内容を「機器等販売」「ソフトウェア開発」「システム販売」「システム運用・管理等」の4つのセグメントで示すと次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品
機器等販売	パソコン、サーバー及び周辺機器とパッケージソフトウェア等の仕 入・販売を行っております。
ソフトウェア開発	製造業・流通業・金融業等幅広くアプリケーションシステムの受託 開発業務を行っております。また、主に製造業向けにERP事業の コンサルとシステム開発を行っております。
システム販売	画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発 システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを 行っております。
システム運用・管理等	ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、パソコン教育、保守サービス等を行っております。

(11) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号

東京オフィス 東京都港区台場

西日本支社 大阪府大阪市

熊谷センター 埼玉県熊谷市

中部センター 愛知県名古屋市

② 子会社の事業所

株式会社システムベース (本社:岩手県北上市)

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
611名	12名

- (注) 1. 従業員数は就業人数です。
 - 2. 従業員数には臨時従業員 (パートタイマー等) は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450名	11名	40.3歳	15. 2年

- (注) 1. 従業員数は就業人数です。
 - 2. 従業員数には臨時従業員 (パートタイマー等) は含んでおりません。

(13) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社武蔵野銀行	3, 294千円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

5,920,000株

(2) 発行済株式総数

1,480,000株(自己株式 287株含む)

(3)株 主 数

354名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太平洋セメント株式会社	1,017,000株	68.72%
パシフィックシステム社員持株会	132,400株	8.94%
A G S 株 式 会 社	30,000株	2.02%
株式会社武蔵野銀行	30,000株	2.02%
増 古 恒 夫	20,500株	1. 38%
第一生命保険株式会社	20,000株	1. 35%
興 銀 リ ー ス 株 式 会 社	10,000株	0.67%
日本証券金融株式会社	9,400株	0.63%
小 南 毅	8,400株	0.56%
田 口 操	8,000株	0.54%

⁽注) 持株比率は自己株式(287株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

坩	也位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表	取締役社長	久 保 永 史	
取	締 役	相 浦 努☆	専務執行役員
取	締 役	小 林 和 重☆	執行役員総合企画部長兼総務部長
取	締 役	杉山 一彦☆	執行役員プロジェクト・マネジメント・オフィス部長株式会社システムベース取締役
取	締 役	服 部 徹☆	執行役員開発 3 部長
取	締 役	渡辺泰博	太平洋セメント株式会社経営企画部IT企画グルー プリーダー
取	締 役	福間康夫	ビジネスコンサルタント
常勤	監査役	前 野 光 喜	
監	査 役	杉 本 浩 也	太平洋セメント株式会社監査部監査グループリーダー
監	査 役	田 中 康 義	税理士

- (注) 1. 取締役服部徹氏は、平成27年6月19日開催の第15回定時株主総会において新たに選任され、 同日就任いたしました。
 - 2. 取締役服部徹氏は、平成28年4月1日をもって開発3部長を退任し、事業推進室長に就任いたしました。
 - 3. 監査役片桐俊明氏は、平成27年6月19日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - 4. 監査役大平弘之氏は、平成27年9月10日をもって退任いたしました。 なお、大平弘之氏の退任時までの担当及び重要な兼職の状況等は以下のとおりであります。 大平弘之氏の担当及び重要な兼職の状況等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	大 平 弘 之	太平洋セメント株式会社経営企画部経営企画グルー プ

- 5. 監査役杉本浩也氏は、平成27年9月10日をもって就任いたしました。
- 6. 取締役のうち福間康夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所 の定めに基づく独立役員であります。
- 7. 監査役のうち杉本浩也氏及び田中康義氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 8. 監査役田中康義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 9. 当社は執行役員制度を導入しております。☆印は執行役員を示しております。 なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

取締役兼務者以外の執行役員

氏 名	役 位	担 当
新 堀 祐 司	執 行 役 員	西日本支社長

氏 名	役 位	担 当
永 野 良 治	執 行 役 員	営業 3 部長
山上浩司	執 行 役 員	アウトソーシング部長兼サーバビジネス部長

(注) 平成27年6月19日付で下記の者が執行役員に選任されました。

専務執行役員 相浦努

執行役員 小林和重、杉山一彦、服部徹、新堀祐司、永野良治、山上浩司

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

1) 社外取締役 福間 康夫氏

同氏は、ビジネスコンサルタントとして、当社の属する業界に精通しております。同氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会14回のうち14回に出席 し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

2) 社外監査役 大平 弘之氏

同氏は、監査役就任当時、太平洋セメント株式会社(親会社)の経営企画 部経営企画グループにあり、同社と当社は情報サービス事業全般にわたる取 引を行っております。

当期における活動状況としましては、監査役在任期開中開催の取締役会3 回のうち3回に出席し、また、監査役会3回のうち3回に出席し、主に会計 監査関係の専門的見地から発信を行っております。

3) 社外監査役 杉本 浩也氏

同氏は、太平洋セメント株式会社(親会社)の監査部監査グループリーダーであり、同社と当社は情報サービス事業全般にわたる取引を行っております。

当期における主な活動状況としましては、監査役就任後当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また監査役会7回のうち7回に出席し、主に会計監査関係の専門的見地から発信を行っております。

4) 社外監査役 田中 康義氏

同氏は、田中税理士事務所を経営しております。同氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発信を行っております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 38,894千円(うち社外取締役 1名2,400千円) 監査役 2名 11,760千円(うち社外監査役 1名2,400千円)

- (注) 1. 取締役の基本報酬は、第8回定時株主総会(平成20年6月18日)決議による報酬限度年額2 億円以内です。また、監査役の基本報酬は、第6回定時株主総会(平成18年6月26日)決議 による報酬限度年額4千万円以内です。
 - 2. 無報酬の取締役は1名、無報酬の監査役は3名おります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

25,000千円

(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における前監査法人の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
- 3. 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2015年6月19日開催の第15期 定時株主総会の終結時をもって任期満了により退任致しました。
- (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

- (1) 取締役、執行役員、参与及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、コンプライアンスの推進に関して、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理行動規範」を定め、すべての取締役、執行役員、従業員に周知徹底を図ります。

また、コンプライアンス体制の促進を図るための手段の一つとして倫理ホットラインを設置、運営いたします。この場合通報者に不利益がないことを確保いたします。

2) 社外取締役を選任し、また社外取締役の中から独立役員を選任して、取締役の職務執行の監督を強化いたします。

- 3) 取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、定期的に各部門(子会社も含む)の業務執行について監査を実施いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、取締役の職務の執行に係る以下の文書(電磁的文書含む)その他重要 な情報を、法令・社内規程に基づき適切に保存を行います。
 - ① 株主総会議事録と関連資料
 - ② 取締役会議事録と関連資料
 - ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護規程」及び「文書管理規程」、「文書保存基準」の定めに基づき適切に管理いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント方針」に基づき、リスクマネジメントシステムを確立し、 取締役社長を最高責任者とし、当社全部門から選抜した担当責任者で構成した体 制により、リスク管理を行います。

当社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが発生した場合においては、「リスクマネジメントマニュアル」に従って必要な対策を実施いたします。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると共に、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行することによって、効率化を図ります。
 - 2)業務の執行については、執行役員制度を導入し、次の通り経営の意思決定及び監督と業務執行を分離することにより、迅速化を図ります。
 - ①取締役で構成する取締役会を月1回開催し、中期経営計画、年度予算、その他 重要な経営方針を審議・決定いたします。
 - ②社長と執行役員で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行に関わる重要な 事項を審議・決定いたします。

なお、一部の業務執行の決定については執行役員へ権限委譲いたします。

- ③執行役員は取締役会の方針及び経営会議の決定に従い、責任をもって業務を執行し、執行状況を取締役会へ報告いたします。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社においては、「コンプライアンス基本方針」を策定し、またコンプライアンス推進責任者のもと、その趣旨を正しく理解し、これを遵守して業

務を遂行いたします。

また、コンプライアンスに関する定期報告を求め、業務の執行状況を管理いた します。

- 2)子会社の経営につきましては、取締役、執行役員、参与又は従業員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、直接経営に参加いたします。また「関係会社管理規程」に基づき、子会社より業務の執行状況について報告を求め、子会社に対し、その自主性を尊重しつつ必要な管理を行います。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従 業員に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役会と相談の上、監査役会の 意向を十分考慮することといたします。

- (7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査 役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の意見を得た上で実施することといたします。監査役の職務を補助すべき従業員は、会社の業務執行に係る職務を兼務せず、監査役の業務指示に従って職務を遂行し、その人事上の評価は監査役の意見を聴取するものといたします。
 - 2) 当社職務権限規程では、職制に従い上級職位より命令を受けた下級職位はこれに従わなければならないことを規定していますが、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された場合も、この規程を適用することとし、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された者は監査役の指示に従わなければならないことを周知いたします。
- (8) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役、執行役員、参与及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。
 - 2)子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員、又これらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。
 - 3) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員は「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行うことといたします。

以上のことをグループ全体に周知いたします。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全体に周知いたします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職 務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき 当社の負担により精算いたします。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、透明性を担保いたします。月1回の監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議いたします。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な業務執行の決定過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員又は従業員にその説明を求めることといたします。

また、常勤監査役は、内部監査部門並びに会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることといたします。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、当社全部門及びグループ各社において選抜した担当責任者で構成した体制により、財務報告に係る内部統制を整備し運用いたします。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、「企業倫理行動規範」に、市民社会の秩序に脅威を与える団体、個人に対して毅然とした態度で立ち向かい一切の関係を遮断する旨を明記し、すべての取締役、執行役員、参与及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓発活動を継続的に実施いたします。また、反社会的勢力に対する対応として、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力の情報、対処等を総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処いたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1)内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に 係る組織(全社的内部統制の運営チーム及び評価チーム)がモニタリングし、改 善を進めております。また、内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に 係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的に実施しており、当社及び子会社並びに その全役員及び全社員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。また、 当社は内部通報窓口を設置し、自浄作用を高めることで、コンプライアンスの実 効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社はリスク管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一経営に重大な影響を及ぼす事項が発生した場合に被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメントシステムを構築し、運用しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

(5)監査役の監査が実効的に行われることの確保等

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議 及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統 制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室等の内 部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制シ ステム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っ ております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。

一方、当社グループが属する情報サービス業界は技術革新の変化が激しい分野であります。その中で将来に向けて成長していくためには技術開発等への投資が必要であり、また経営基盤の強化が求められます。

このような観点から、当社の配当政策は内部留保の充実を図りながら、業績に応じて積極的に利益還元を行うことを基本方針としており、当社連結業績における配当性向30%~50%を目安としております。

また、剰余金の配当は機動的に行っていく方針です。

このため、当社は中間配当及び期末配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び取締役会決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の	部	負債の	部
科 目	金額	科目	金額
流 動 資 産	3, 745, 851	流動負債	1, 954, 818
現金及び預金	786, 579	買 掛 金	665, 387
受取手形及び売掛金	1, 786, 866	1年内返済予定の長期借入金	3, 294
リース投資資産	439, 537	リース債務	75, 135
商品及び製品	104, 203	未 払 費 用	233, 069
仕 掛 品	333, 385	未払法人税等	155, 872
原材料及び貯蔵品	28, 100	賞 与 引 当 金	304, 746
繰延税金資産	170, 851	受注損失引当金	8, 526
その他	98, 014	アフターコスト引当金	36, 060
貸倒引当金	$\triangle 1,687$	そ の 他	472, 725
固 定 資 産	2, 251, 670	固 定 負 債	370, 182
有 形 固 定 資 産	1, 617, 344	リース債務	92, 025
建物及び構築物	696, 075	繰延税金負債	64, 760
工具器具及び備品	110, 361	その他	213, 397
土地	532, 744		
リース資産	127, 415	負 債 合 計	2, 325, 000
その他	150, 746	純 資 産 の	部
無形固定資産	220, 369		
ソフトウェア	116, 541		
リース資産	37, 685	株 主 資 本	3, 680, 618
その他	66, 142	資 本 金	777, 875
投資その他の資産	413, 956	資本剰余金	239, 946
投資有価証券	194, 802	利 益 剰 余 金	2, 663, 259
長期貸付金	3,000	自己株式	△462
退職給付に係る資産	184, 550	その他の包括利益累計額	△8, 096
繰延税金資産	9, 967	その他有価証券評価差額金	70, 393
そ の 他	25, 879	退職給付に係る調整累計額	△78, 490
貸倒引当金	△4, 242	純 資 産 合 計	3, 672, 521
資 産 合 計	5, 997, 522	負債・純資産合計	5, 997, 522

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで)

	—————————————————————————————————————		金	額
売	Ŀ	高		8, 312, 675
売	上 原	価		6, 336, 744
	売 上 総	利 益		1, 975, 930
販	売費及び一般管理	里 費		1, 428, 923
	営 業	利 益		547, 007
営	業 外 収	益		
	受 取	利息	226	
	受 取 配	当 金	4, 056	
	受受受受 潮 即 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 助	数料	2, 095	
	受 取 保	険 料	4, 665	
	補 助 金	収 入	27, 075	
l	そ の	他	2, 590	40, 710
営	業外費	用		
	支 払	利息	2, 097	
	手 形 売	却 損	160	
		割引	4, 531	
	シンジケートロー		2, 396	
	和解	金	3, 127	
	そ の	他	419	12, 733
1.4		利 益		574, 984
特	別損	· 失		
		除却損	1, 110	1, 110
	税金等調整前当			573, 874
	法人税、住民税及			165, 737
		調整額		43, 221
	当期純	利 益		364, 915
	親会社株主に帰属する	も当期純利益		364, 915

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資 本剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	777, 875	239, 946	2, 394, 530	△306	3, 412, 045
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△96, 186		△96, 186
親会社株主に帰属する当期純利益			364, 915		364, 915
自己株式の取得				△156	△156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	268, 728	△156	268, 572
当 期 末 残 高	777, 875	239, 946	2, 663, 259	△462	3, 680, 618

	その	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	純資産合計			
当 期 首 残 高	84, 563	△40, 466	44, 097	3, 456, 142			
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△96, 186			
親会社株主に帰属する当期純利益				364, 915			
自己株式の取得				△156			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14, 170	△38, 024	△52, 194	△52, 194			
当期変動額合計	△14, 170	△38, 024	△52, 194	216, 378			
当 期 末 残 高	70, 393	△78, 490	△8, 096	3, 672, 521			

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ㈱システムベース

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品……移動平均法

半 製 品……総平均法

原 材 料……移動平均法

仕 掛 品……個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) ……定率法

ただし、賃貸資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~47年

工具器具及び備品 2~20年

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数(3年以内)における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を 計上しております。

受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の 損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なもの については、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる 損失額を計上しております。

アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に 分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の 価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

② その他の場合

工事完成基準

7. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計 年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基 準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法 により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処 理することとしております。

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額

1,242,751千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1, 480, 000	_	_	1, 480, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年5月14日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 96,186千円
- ②1株当たりの配当額 65円
- ③基準日 平成27年3月31日
- ④効力発生日 平成27年6月22日
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成28年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。
 - 普通株式の配当に関する事項
 - ①配当金の総額 110,978千円
 - ②配当の原資 利益剰余金
 - ③1株当たりの配当額 75円
 - ④基準日 平成28年3月31日
 - ⑤効力発生日 平成28年6月20日

「金融商品に関する注記〕

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び受取手形、リース投資資産、長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、長期に滞留しているものはありません。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を定期的に行うことで管理しています。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されていますが、そのほとんどが1年以内の支払期日です。当該リスクに関しては、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

長期借入金及びリース債務は、主に設備投資のための資金調達であり、償還日は最長で決算日後 5年であります。なお、長期借入金は、固定金利のため変動リスクはありません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4)信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち13.4%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません((注2)参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	786, 579	786, 579	_
(2) 受取手形及び売掛金	1, 786, 866		
貸倒引当金	1,503		
	1, 785, 362	1, 785, 362	_
(3) リース投資資産	439, 537		
貸倒引当金	179		
	439, 358	438, 341	△1,016
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	190, 657	190, 657	_
(5) 長期貸付金	3,000	3, 011	11
資産計	3, 204, 957	3, 203, 952	△1,005
(1) 買掛金	665, 387	665, 387	_
(2) 1年以内返済予定の長期借入金	3, 294	3, 294	_
(3) リース債務	167, 160	170, 648	3, 487
負債計	835, 842	839, 329	3, 487

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 短期間で洗涤されるため 時無け順等無額にほぼ
 - 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (3) リース投資資産、(5) 長期貸付金 元利金の合計額を、新規に同様のリース及び貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時 価を算定しています。
- (4) 投資有価証券
 - これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額 と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

				(事位・111)
	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が	株式	102, 062	190, 657	88, 595
取得原価を超えるもの	小計	102, 062	190, 657	88, 595
連結貸借対照表計上額が	株式	-	_	_
取得原価を超えないもの	小計	_	_	-
승카		102, 062	190, 657	88, 595

負債

- (1) 買掛金、(2) 1年以内返済予定の長期借入金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (3) リース債務 元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を 算定しております。
- (注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 投資有価証券」には含まれていません。

	(単位:十円/
区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4, 145

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額
 2. 1株当たり当期純利益

2,481円91銭 246円61銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の		負債の	部
科目	金 額	科目	金額
流動資産	2, 859, 004	流動負債	1, 472, 720
現金及び預金	440, 823	買 掛 金	412, 743
受 取 手 形	89, 926	1年内返済予定の長期借入金	3, 294
売 掛 金	1, 269, 599	リース債務	51, 206
リース投資資産	439, 537	未 払 金	202, 952
商品及び製品	97, 288	未 払 費 用	171, 229
仕 掛 品	249, 429	未払法人税等	113, 805
原材料及び貯蔵品	28, 100	未 払 消 費 税 等	40, 053
前 払 費 用	79, 417	前 受 金	5, 119
繰延税金資産	149, 035	預 り 金	14, 573
未収入金	16, 122	前 受 収 益	149, 971
その他	448	賞 与 引 当 金	264, 673
貸倒引当金	$\triangle 723$	受注損失引当金	8, 526
固定資産	2, 509, 748	アフターコスト引当金	34, 571
有形固定資産	1, 189, 062	固 定 負 債	359, 898
建物	508, 179	リース債務	52, 996
構築物	7, 480	長期 未払金	6, 265
機械及び装置	26, 065	繰延税金負債	99, 212
工具器具及び備品	80, 489	長期前受収益	192, 758
土 地	431,600	資産除去債務	8,666
リ ー ス 資 産	81,608	負 債 合 計	1, 832, 618
建設仮勘定	4, 478	10 74 74	の部
その他	49, 159	株 主 資 本	3, 485, 032
無形固定資産	189, 673	資 本 金	777, 875
ソフトウェア	103, 573	資 本 剰 余 金	235, 872
ソフトウェア仮勘定	62, 742	資本準備金	235, 872
リース資産	21, 470	利益剰余金	2, 471, 747
そ の 他	1, 886	利益準備金	24, 502
投資その他の資産	1, 131, 012	その他利益剰余金	2, 447, 244
投資有価証券	145, 027	特別償却積立金	14, 262
関係会社株式	678, 631	繰越利益剰余金	2, 432, 982
出資金	200	自己株式	△462
敷金及び保証金	9, 661	評価・換算差額等	51, 102
前払年金費用	297, 492	その他有価証券評価差額金	51, 102
破産更生債権等	1, 827	佐 次 立 八 三	0 500 104
貸倒引当金	<u>△1,827</u>	純資産合計	3, 536, 134
資 産 合 計	5, 368, 753	負債・純資産合計	5, 368, 753

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

	科	目		金	額
売	<u></u>	 高		<u> 777.</u>	6, 351, 302
売	_	京 価			4, 865, 893
元) (1, 485, 409
_{RE}			益		
规:		设管 理費	++		1, 083, 721
224	営業	利	益		401, 687
営	業外	収 益	—	101	
	受 取	利	息	101	
	受 取	配当	金	47, 074	
	受 取	手 数	料	1,588	
	受受受受補取取助助	保 険	料	3, 389	
	補 助	金 収	入	23, 310	
	そ	\mathcal{O}	他	2, 615	78, 079
営	業外	費用			
	支 払	利	息	1, 354	
	手 形	売 却	損	160	
	売 上	割	引	4, 518	
	シンジケー	トローン手	数料	2, 396	
	和	解	金	3, 127	
	そ	\mathcal{O}	他	419	11, 976
	経 常	利	益		467, 790
特	別	員 失			·
	固定資	産除却	損	1,068	1,068
	税引前当			,	466, 722
		民税及び事		111, 395	,
	法人税	等調整	額	44, 733	156, 129
	当期	純利	益	11, 100	310, 593

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

			杉	‡ ∃	È j	資 2	k		
		資本乗	11余金		利益乗	11 余金			
	資本金	資本	資本剰余金	利益		り 他 削余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		準備金	合計	準備金	特別償却 積立金	繰越利益 剰余金	合計		
当 期 首 残 高	777, 875	235, 872	235, 872	24, 502	18, 567	2, 214, 270	2, 257, 340	△306	3, 270, 781
当 期 変 動 額									
特別償却積立金の取崩					△4, 304	4, 304	_		_
剰余金の配当						△96, 186	△96, 186		△96, 186
当期純利益						310, 593	310, 593		310, 593
自己株式の取得								△156	△156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	△4, 304	218, 711	214, 406	△156	214, 250
当 期 末 残 高	777, 875	235, 872	235, 872	24, 502	14, 262	2, 432, 982	2, 471, 747	△462	3, 485, 032

	評価・換	f. In Was unles	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期 首残高	61, 138	61, 138	3, 331, 920
当 期 変 動 額			
特別償却積立金の取崩			1
剰余金の配当			△96, 186
当 期 純 利 益			310, 593
自己株式の取得			△156
株主資本以外の項目の当期変動類(純額)	△10, 036	△10, 036	△10, 036
当期変動額合計	△10, 036	△10, 036	204, 214
当期末残高	51, 102	51, 102	3, 536, 134

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針]

資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品……移動平均法 半 製 品……総平均法 原 材 料……移動平均法 仕 掛 品……個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く) ……定率法

ただし、賃貸資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 10~20年 機械及び装置 17年 工具器具及び備品 3~20年

無形固定資産(リース資産除く) ……定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数(3年以内)における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失 が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものにつ いては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を 計上しております。

アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

退職 給 付……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金引 当 金 資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位 に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工 程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いており ます

② その他の場合 工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 758,263千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

 金
 銭
 債
 権
 298,217千円

 金
 銭
 債
 務
 24,302千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売 上 高 1,893,425千円 仕 入 高 90,107千円 その他の営業取引高 19,270千円 営業取引以外の取引高 44,520千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 287株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	81,228千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	13,711千円
確定拠出年金移行時未払金	29,095千円
未払事業税	9,492千円
未払事業所税	2,000千円
一括償却資産	1,693千円
受注損失引当金	2,616千円
アフターコスト引当金	10,609千円
関係会社株式否認	101,493千円
投資有価証券	6,471千円
研究開発費	16,996千円
その他	10,487千円
繰延税金資産小計	285,899千円
評価性引当額	△117,952千円
繰延税金資産合計	167,946千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	19,740千円
資産除去債務に対応する除去費用	1,473千円
特別償却準備金	6,292千円
前払年金費用	90,616千円
繰延税金負債合計	118, 123千円
繰延税金資産純額	49,823千円

「関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

		資本金又	事業の内容	議決権等 の所有	関係内容			取引金額		期末残高	
属性	会社等の名称	住所	は出資金 (百万円)	又は職業	(被所有)割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
	1.7734.	-1			(被所有)	24.15	当社	AND O + 1		売掛金	294, 752
親会社	太平洋セメン ト株式会社	東京都港区	86, 174	セメントの 製造・販売	直接 68.7	兼任なし	製品 の販売	製品の売上 (注1)	1, 886, 907	リース 投資 資産	2, 370

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 製品の販売等における取引条件は、個別交渉の上決定しております。
 - 2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 子会社签

	A 11 11										
			資本金又	事業の内容	議決権等 の所有	関係	内容		取引金額		期末残高
属性	会社等の名称	住所	は出資金 (百万円)	又は職業	(被所有)割合(%)	役員の 兼任等	学 来上	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
子会社	株式会社シス テムベース	岩手県 北上市		情報サービス	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	配当金 の受取	配当金の 受取	43, 800	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)取引金額は、グループ配当方針に基づき決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

2,389円74銭 209円90銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

パシフィックシステム株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算 書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

パシフィックシステム株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 武久善栄 印 業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 金 子 囙 靖 業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 関 根 義 明 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社 の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監 査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書 類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な 虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断し た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するため の手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びそ の附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適 正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適 用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細 書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社法計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日 パシフィックシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 前 野 光 喜 印 社外監査役 杉 本 浩 也 印 社外監査役 田 中 康 義 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、均	也位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	久保永史 (昭和27年4月5日生)	平成18年6月 平成21年3月 平成21年3月	小野田セメント株式会社 (現太平洋セメント株式会社) 入社 当社取締役開発1部長 取締役辞任 株式会社システムベース代表取締役社 長 当社代表取締役社長 (現任)	7,000株
2	杉 山 一 彦 (昭和30年11月30日生)	平成24年6月 平成25年6月 平成25年6月	株式会社システムベース取締役(現任)	200株
3	小林和重 (昭和30年8月3日生)		ント株式会社) 入社 当社総合企画部長	1, 400株
4	服 部 徹 (昭和30年7月19日生)	平成22年4月 平成23年4月 平成23年6月 平成25年6月 平成27年6月	西日本支社長兼同支社システム2部長 執行役員 西日本支社長兼同支社システム2部長 執行役員西日本支社長	1,600株

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、均	也位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	新 堀 祐 司 (昭和30年10月14日生)	昭和55年4月 平成18年3月 平成19年4月 平成19年11月 平成20年6月 平成22年4月 平成23年6月 平成25年6月 平成27年2月	ント株式会社) 入社 当社システム1部長 開発2部長 開発2部長 開発2部長 熊谷センター長 執行役員開発4部長 執行役員 執行役員 執行役員	1,800株
6	渡 辺 泰 博 (昭和35年7月18日生)	平成15年6月	兼情報システム部 同社経理部兼情報システム部 同社経営企画部 I T企画グループリー ダー (現任)	-株
7	腰原 貞利 (昭和25年5月22日生)	平成22年2月 平成26年6月	富士通エフ・アイ・ピー株式会社カー ドシステム事業推進部システム部長	-株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各取締役候補者の過去5年間及び現在の太平洋セメント株式会社における業務執行者としての地位及び担当は「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 - 2. 取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3.当社は非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、渡辺泰博氏が就任された場合には、非業務執行取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。
 - その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ①非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の 執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

- 4. 腰原貞利氏は、社外取締役候補者であります。
 - なお、腰原貞利氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 5. 社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者とする理由

腰原貞利氏は富士通株式会社及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社を経て、株式会社ティ ー・エフ・シー及び富士通エフ・アイ・ピー・システムズ株式会社の代表取締役社長を務 め、当社の属する業界に精通しているため、当社の経営全般に助言をいただくことで、当 社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであ ります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において社 外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨 を定めております。これにより、腰原貞利氏が就任された場合には、社外取締役として、 当社との間の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規 定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の 執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役前野光喜氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また監査 役杉本浩也氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任を お願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	渡 辺 孝 司 (昭和31年4月25日生)	昭和54年4月 小野田セメント株式会社(現太平洋セメント株式会社)入社 平成28年5月 当社顧問(現任)	-株
2	松 下 満 俊 (昭和45年10月3日生)	平成9年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 平成9年4月 梶谷綜合法律事務所入所 (現任)	-株

- (注) 1.太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各監査役候補者の過去5年間の地位及び担当は「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 - 2. 監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3. 松下満俊氏は社外監査役候補者であります。
 - 4. 社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断 する理由及び社外監査役との責任限定契約について
 - (1)社外監査役候補者とする理由
 - 松下満俊氏は現在、梶谷綜合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同 氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に対 し監視・監督をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について 松下満俊氏は長年、弁護士として活動してこられ、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般 に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断して おります。
 - なお、松下満俊氏が所属する梶谷綜合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、 当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。
 - (3) 社外監査役との責任限定契約について
 - 当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、松下満俊氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 - その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償の限度額とする。
 - ②上記の責任限定契約が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案が承認可決された場合に監査役となる渡辺孝司氏の補欠の監査役として藤井茂樹氏の選任を、社外監査役の田中康義氏及び第2号議案が承認可決された場合に社外監査役となる松下満俊氏の補欠の社外監査役として上田慎氏の選任を、お願いしたいと存じます。

なお、藤井茂樹氏及び上田慎氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	11145 - 1222 - D 415 41114 12 1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	藤 井 茂 樹 (昭和32年9月13日生)	昭和56年4月 小野田セメント株式会社 (現太平洋セメント株式会社) 入社 平成23年7月 当社総務部長 平成25年6月 参与経理部長(現任)	200株
2	上 田 慎 (昭和50年10月11日生)	平成12年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 平成12年4月 梶谷綜合法律事務所入所(現任)	-株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各補欠監査役候補者の過去5年間の地位及び担当は「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 - 2. 補欠監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3. 上田慎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 4. 補欠の社外監査役候補者上田慎氏は、現在、梶谷綜合法律事務所において弁護士として法務業務に従事しております。
 - 5. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができる と判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について
 - (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由

上田慎氏は現在、梶谷綜合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同 氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に 対し監視・監督をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするも のであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

上田慎氏は長年、弁護士として活動してこられ、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断しております。

なお、上田慎氏が所属する梶谷綜合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、 当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第43条第2項において、 社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる 旨を定めております。これにより、上田慎氏が監査役に就任された場合には、社外監査役 として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。

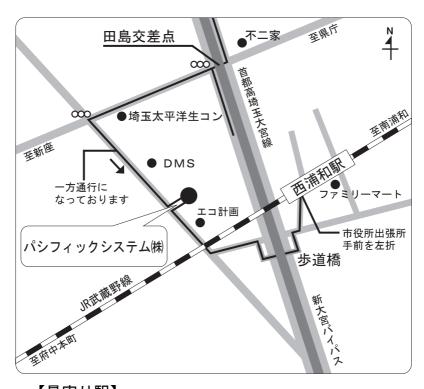
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定 する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

〈メ	モ	欄〉

会場ご案内略図

埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号 パシフィックシステム株式会社 3階会議室



【最寄り駅】 西浦和駅(JR武蔵野線) 徒歩5分